

令和2年3月清須市議会定例会会議録

令和2年3月24日、令和2年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎稔
総	務	部 長 平子幸夫

市民環境部長
健康福祉部長
建設部長
会計管理者
教育部長
監査委員事務局長
総務部次長兼防災行政課長
市民環境部次長兼産業課長
健康福祉部次長兼子育て支援課長
健康福祉部次長兼健康推進課長
総務部参事
建設部参事
建設部参事
人事秘書課長
企画政策課長
財政課長
税務課長
収納課長
市民課長
保険年金課長
生活環境課長
西枇杷島市民サービスセンター所長
清洲市民サービスセンター所長
春日市民サービスセンター所長
社会福祉課長
高齢福祉課長
土木課長
都市計画課長
上下水道課長

栗本和宜
河口直彦
永湊貴徳
吉田敬
加藤秀樹
三輪晃司
丹羽久登
石田隆
加藤久喜
佐古智代
山下雅也
横井仁一
鈴木貴博
舟橋監司
後藤邦夫
岩田喜一
渡辺由利子
三輪好邦
伊藤嘉規
篠田敬幸
島津行康
北神聖久
葛山悟
日比野鋭治
鹿島康浩
古川伊都子
飯田英晴
長谷川久高
菅野淳

新清洲駅周辺まちづくり課長	前	田	敬	春
会計課長	榎	本	雄	介
学校教育課長	石	黒	直	人
生涯学習課長	近	藤	修	好
スポーツ課長	浅	野	英	樹
学校給食センター管理事務所長	吉	田		剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	浅	田	克	幸
議事調査課長	高	山		敬
議事調査課課長補佐	川	村	幸	一

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 1 号 令和 2 年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 2 号 令和 2 年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 3 号 令和 2 年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 2 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 2 年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 2 年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 7 号 清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 8 号 清須市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 9 号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 10 号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 11 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 12 号 清須市外国人高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 13 議案第 13 号 清須市保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 14 号 清須市児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第15 議案第15号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案
- 日程第16 議案第16号 清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条
例の一部を改正する条例案
- 日程第17 議案第17号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第18 議案第18号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案
- 日程第19 議案第19号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第20 議案第20号 市道路線の認定について
- 日程第21 議案第21号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第7号）案
- 日程第22 議案第22号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 日程第23 議案第23号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 日程第24 議案第24号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第1号）案
- 日程第25 議案第25号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第8号）案
- 追加日程第1 議案第26号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第9号）案
- 追加日程第2 発議第 1号 議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項案について
- 追加日程第3 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症対策の強化についての意見書（案）
- 追加日程第4 常任委員会の閉会中の継続審査申出書
- 追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書

（ 傍聴者 なし ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (久野 茂君)

それでは、定刻になりましたので、令和2年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22人でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

当局から、議案第26号 令和元年度清須市一般会計補正予算(第9号)案が提出されております。この議案については、市長より提案説明を受けた後、職員より詳細説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行いたいと思います。

また、小崎議員より、発議第1号 議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項案について、成田議員より、発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策の強化についての意見書(案)がそれぞれ提出されております。この発議2案件につきましては、提出議員より提案理由及び内容の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論の後、採決を行いたいと思います。

また、各常任委員会の委員長から常任委員会の閉会中の継続審査申出書、また、議会運営委員会委員長から議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書がそれぞれ提出されております。

これらの案件を日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

異議なしと認め、日程に追加いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1から日程第25までの案件については、3月6日の本会議において各常任委員会に審査を付託し、十分ご審議いただいたと思いますので、各常任委員会の委員長より開催の順序に従い、審査の内容と結果について報告を求めます。

報告は発言席でお願いいたします。

最初に、9日及び10日に開催されました建設文教委員会の報告を八木委員長より求めます。

八木委員長。

< 建設文教委員会委員長(八木 勝之君)登壇 >

建設文教委員会委員長(八木 勝之君)

おはようございます。

議席15番、建設文教委員長、八木勝之でございます。

令和2年3月定例会に上程されました議案のうち当建設文教委員会に付託されました案件について、去る3月9日、10日の両日、委員全員出席のもとに午前9時30分より開催し、慎重に審議を行いました。その審議の主な内容と結果について、議案ごとに順次ご報告を申し上げます。

最初に、議案第1号 令和2年度清須市一般会計予算案の所管分について、審議の主な内容と結果をご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明が述べられた後、質疑に入りました。

歳入、14款使用料及び手数料では、委員より、「都市公園使用料の内容は、また、使用料収入を増やす対策は考えているか」との質問があり、当局は、「使用料の内容は電話ボックス等の占有や民間のサッカー教室などになります。なお、清須市の都市公園は小規模のものが多いため、地元の方々に自由に利用していただくことを目的としておりますので、使用料を増やすような対策はしておりません」との答弁でありました。

委員より、「保健体育施設使用料が前年度に比べ140万円の増額について」との質問があり、当局は、「社会体育施設やB&G体育館などの使用料の前年度後期分と本年度前期分の実績や使用料改正をもとに当初予算を算定しました」との答弁でありました。

15款国庫支出金では、委員より、「社会資本整備総合交付金は確保できるのか」との質問があり、当局は、「県・国には要望をしております。国の情勢により要望額に満たない場合もあります」との答弁でありました。

21款諸収入では、委員より、「新清洲駅付近鉄道高架事業用地補償金の内容は」との質問があり、当局は、「立体事業者の国及び県が必要な用地を確保するための費用であり、国が3分の1、県が3分の2負担するものです」との答弁でありました。

委員より、「学校給食費の徴収に対する令和2年度の目標は」との質問があり、当局は、「現年度分については学校側と協力して収納率を限りなく100%となるよう、過年度分については引き続き積極的に未納者と面談等を行い、納付勧奨に努め、収納率の向上を図ってまいります」との答弁でありました。

委員より、「教育費雑入の中でスポーツ振興くじ助成金3千万円について」との質問があり、当局は、「新川テニスコートの人工芝張り替え等修繕工事に係る助成金です」との答弁でありました。

歳出、8款土木費では、委員より、「地籍調査のスケジュールは」との質問があり、当局は、「一筆地測量をして地籍図、地籍簿を作成し、令和3年度に完了予定です」との答弁でありました。

委員より、「清洲城・朝日遺跡連携推進費の内容は」との質問があり、当局は、「歩道の舗装打ちかえ、カラー舗装、擬木さくを設置します」との答弁でありました。

委員より、「野田町橋補修工事の内容は」との質問があり、当局は、「落橋防止装置の取り替えと舗装の打ちかえ、塗装になります」との答弁でありました。

委員より、「雨水貯留施設管理費が大幅に増額している要因は」との質問があり、当局は、「土田調整池の浚渫が大幅な増額の要因です」との答弁でありました。

委員より、「清洲駅前土地区画整理費が大幅に増額している要因は」との質問があり、当局は、「地権者との移転交渉等が進み、事業範囲が広がったためです」との答弁でありました。

委員より、「民間ブロック塀撤去費の実績は。また、危険なブロック塀がまだ見られるが、啓発はどのように行っているか」との質問があり、当局は、「平成30年度は12件で97万7千円、本年度は現時点において10件で72万2千円です。啓発については広報紙に年3回掲載するとともに、危険と思われる箇所には直接説明に伺ったりしており、今後も継続してまいります」との答弁でありました。

委員より、「新清洲駅北土地区画整理事業計画で21億円の増額理由は」との質問があり、当局は、「物価高騰や消費税の改定などで6億8千万円あり、約3割を占めています。それ以外の要因では、建物等移転物件の実態や現地の土質の現状調査による工法検討、また、生活道路を確保しながらの工事で、事業展開にあわせた仮設費の必要性などが増額の主な要因です。その他、新規の事業費として埋蔵文化財の調査や電力鉄塔の移設が生じております」との答弁でありました。

委員より、「新清洲駅付近鉄道高架事業費で5年間の用地取得の予算配分は」との質問があり、当局は、「全体予算の振り分けとしては、令和元年度が12%、令和2年度が38%、令和3年度が19%、令和4年度が16%、令和5年度が15%です。全体用地取得費は約25億円です」との答弁でありました。

委員より、「都市公園の整備手法について」との質問があり、当局は、「都市公園を新設する場合は、ワークショップ等により地元の意見を伺いながら整備を行っていきます。また、既存遊具の更新については、長寿命化計画に基づき、同種の遊具は取り替えを行っています」との答弁

でありました。

歳出、10款教育費では、委員より、「外国語教育充実費について市独自で増員する講師は何名か、また、年間の予定授業時間数と授業内容は」との質問があり、当局は、「講師は予算上で3名見込んでいます。授業時間は5、6年生でそれぞれ年間70時間を予定しています。小学生の段階で外国語に対して興味を持ち、中学校での外国語教育につながるものになるよう努めていきたいと考えています」との答弁でありました。

委員より、「幼稚園の授業料無償化となったことにより、私立幼稚園希望者の動向に変化は」との質問があり、当局は、「私立幼稚園を選ぶ方が若干増えていると考えています」との答弁でありました。

委員より、「スポットクーラーはどの学校へ何台配備する予定か」との質問があり、当局は、「全ての学校に各2台配備する予定です」との答弁でありました。

委員より、「Jアラート受信設備設置工事はいつごろ工事を予定しているか。また、設置後、実際に訓練する考えは」との質問があり、当局は、「工事は7月から8月の夏休み期間を予定しています。Jアラートが試験放送される時期に学校と調整し、避難訓練等に役立てていきたいと考えています」との答弁でありました。

委員より、「需用費、ガス代が前年度に比べ低くなっているが、その要因は」との質問があり、当局は、「前年度後期分と本年度前期分の実績をもとに当初予算を算定しています」との答弁でありました。

委員より、「幼稚園の授業料無償化となったことにより、西枇杷島第1幼稚園への入園に影響は」との質問があり、当局は、「3歳児の入園者数が例年に比べて減っている状況です」との答弁でありました。

委員より、「清洲城・朝日遺跡連携推進費についてどのような事業内容か」との質問があり、当局は、「あいち朝日遺跡ミュージアムの開館にあわせて、清洲城との施設間を楽しみながらわかりやすく歩くことができる遊歩道の整備として、市内小学6年生から遊歩道の名称を募集します。また、遊歩道に等間隔に清洲城と朝日遺跡を連想するようなペイントをしたり、20か所ほど解説板を設置する予定です」との答弁でありました。

委員より、「西枇杷島問屋記念館の管理運営規則に問屋記念館の目的に沿った行事に関することとあるが、何かしているか」との質問があり、当局は、「資料の保存・公開等を実施していますが、今後、行事等についても検討してまいりたいと思います」との答弁でありました。

委員より、「春の清須ウオークについて、中止の周知方法はどのように行うか。また、春が中止になったことで秋をその分、拡大するのか」との質問があり、当局は、「参加受け付けをしたものについては中止案内を発送します。秋については今後検討してまいります」との答弁でありました。

委員より、「東京2020オリンピック聖火リレーは予定どおり行うか」との質問があり、当局は、「愛知県実行委員会からミニセレブレーション会場の入場制限や沿道の観覧の自粛を呼びかける可能性とランナーやスタッフの検温などを徹底すると聞いております」との答弁でありました。

委員より、「給食センターにおける臨時職員である調理員が来年度から会計年度任用職員となり待遇面が向上すると思われるが、調理員の応募への影響をどのように見ているか」との質問があり、当局は、「会計年度任用職員制度への移行により、応募人数は増えるのではないかと予測しています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号 令和2年度清須市一般会計予算案の所管分については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 令和2年度清須市水道事業会計予算案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明が述べられた後、質疑に入りました。

委員より、「給水工事の予定件数は」との質問があり、当局は、「80件ほど見込んでいます」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第5号 令和2年度清須市水道事業会計予算案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 令和2年度清須市下水道事業会計予算案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「水場川右岸排水区の事業内容と進捗状況は」との質問があり、当局は、「事業内容は詳細設計を行うものです。進捗状況は、工事によるガス、水道の支障協議を行いました」との答弁でありました。

委員より、「企業債の今後の残高見込みは」との質問があり、当局は、「清須市下水道事業中期経営戦略における投資・財政計画では、令和7年度がピークとなっています」との答弁であり

ました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第6号 令和2年度清須市下水道事業会計予算案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 市道路線の認定についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「認定につきましては本議会に提案されておりますが、市道路線を廃止するにはどのような事務手続が必要か」との質問があり、当局は、「路線の廃止に関する議会の議決を経て、路線の廃止告示及び用途廃止の手続を行います」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第20号 市道路線の認定については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第7号）案の所管分についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明が述べられた後、質疑に入りました。

歳入、14款国庫支出金では、委員より、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金についてどのような積算か、また端末は含まれるのか」との質問があり、当局は、「1校あたり3千万円を上限とし、その2分の1の1校あたり1千500万円を補助金額として計上しています。端末は、令和2年度になってから補正予算での計上を考えています」との答弁でありました。

歳出、8款土木費では、委員より、「社会資本交付金を減額しているが、取りやめた事業はあるのか」との質問があり、当局は、「国庫補助金に応じて事業を見直しました」との答弁でありました。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第21号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第7号）案の所管分については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第16号 清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案、議案第17号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案、議案第24号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第1号）案、議案第25号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第8号）案については、当局より議案の朗読説明がなされ

た後、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会に付託された案件につきましてご報告を終わります。

議長（久野 茂君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございますか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

質問もないようですので、八木委員長、ご苦労さまでした。

自席へお戻りください。

次に、11日に開催されました総務委員会の報告を白井委員長より求めます。

白井委員長。

< 総務委員会委員長（白井 章君）登壇 >

総務委員会委員長（白井 章君）

議席19番、総務常任委員長、白井 章でございます。

令和2年3月定例会に上程されました議案のうち当総務常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月11日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果についてご報告申し上げます。

それでは、議案第1号 令和2年度清須市一般会計予算案の所管分についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、消防費補助金について、委員より、「南海トラフ地震等対策事業費補助金の予算額が昨年より増えているが、理由は何か」との質問があり、当局は、「令和2年度は避難所の備蓄食料に加えて国土強靱化計画の策定費の補助金が含まれています」との答弁でありました。

土地建物貸付収入について、委員より、「前年度より減額となっている理由は何か」との質問があり、当局は、「庁舎などに自動販売機の設置の貸し付けを行っており、今回更新の時期となる物件について入札を行った結果、減額となったことが主な理由です」との答弁でありました。

不動産売払収入について、委員より、「どこを売り払う予定か」との質問があり、当局は、「一場保育園跡地を今後5年間に分割して売り払うものです」との答弁でありました。

基金繰入金について、委員より、「年度末残高と比較し基金が減少しているが、地方債は増加

傾向となっている。また、基金と地方債の関係について、今後の財政運営をどのように考えているのか」との質問があり、当局は、「特定目的基金は予定事業を遂行するために積み立てていますが、事業に充当され、事業の進捗により減少しています。また、地方債は将来にわたり負担を平準化するために発行しています。今後も収支のバランスを見ながら財政運営を行ってまいります」との答弁でありました。

総務費雑入について、委員より、「広報紙広告掲載料が前年度と比較して増額した理由は」との質問があり、当局は、「近隣自治体と比較して平均値に近い広告掲載料としました」との答弁でありました。

委員より、「コミュニティバス広告掲載料が前年度と比較して減額している理由は」との質問があり、当局は、「令和2年度はルート・ダイヤ改正を予定していないため、時刻表への広告掲載料分を減額したものです」との答弁でありました。

歳出では、会計管理事務費について、委員より、「委託料減額の理由は」との質問があり、当局は、「令和元年度は総合収納システムや地方税共通納税システムの初期導入費用が計上されていたためです」との答弁でありました。

庁舎費について、委員より、「庁舎管理費が前年度より増額となっている理由は何か」との質問があり、当局は、「新年度は、現在、南館に設置している電話交換機の更新にあわせ、北館に移設するなどの経費として約2千800万円を計上しています」との答弁でありました。

企画費について、委員より、「元気な清須応援ふるさと費の予算額が減額となっているが、積算の根拠は」との質問があり、当局は、「今年度の寄附金額の実績を踏まえた積算です」との答弁でありました。

公共交通対策費について、委員より、「バスロケーションシステムの費用は」との質問があり、当局は、「導入費用が100万円弱、ランニングコストが年間約40万円です」との答弁でありました。

交通安全対策費について、委員より、「高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金の詳細はどのようなものか」との質問があり、当局は、「県と市が協調して補助するもので、障害物検知機能付きのものですと基準額が8万円、それに対して国からの補助が4万円、残りの4万円に対して県と市が限度額3万2千円を補助するものです。障害物検知機能なしのものですと基準額が4万円、それに対して国からの補助が2万円、残りの2万円に対して県と市が限度額1万6千円を補助するものです。補助予定台数は130台を見込んでおります」との答弁でありました。

耐震改修促進計画費について、委員より、「清須市の建築物の耐震化状況はどのようになって
いるのか。また、ハザードマップの改訂の時期はいつか」との質問があり、当局は、「平成
30年度現在、本市における耐震化率は、木造が約60%、非木造が約91%、全体で約73%
です。また、地震防災ハザードマップは令和2年度中に3万2千部を作成して、令和3年4月か
5月に全戸配布する予定です」との答弁でありました。

災害対策費について、委員より、「マンホールトイレについて具体的な内容は」との質問があ
り、当局は、「新川中学校に5基設置する予定です。トイレを設置するための必要な工具などの
資材は物置を設置して収納します。倉庫の鍵は学校、地元町内会、市役所で保管して、災害時に
役立つようにしたいと考えています」との答弁でありました。

防災対策費について、委員より、「地域防災リーダー養成講座を通じて、今後、地域で活躍し
ていただくために受講された方の連絡会をつくってはどうか」との質問があり、当局は、「平成
27年度からこの制度が始まり、現在235名の方が受講されておりますが、まずはフォローア
ップ事業として、過去2年間に受講された方に改めて地域のリーダーとして意識を持っていただ
くことを継続してまいります。そして、さらに受講者数が今よりもっと増えた段階で検討する必
要があると考えています」との答弁でした。

新川ふれあい防災センター費について、委員より、「清洲地区に防災センターを建設すること
について、また、建設予定地はどこを考えているか」との質問があり、当局は、「防災資機材の
配備場所として、リスク分散も含めて五条川右岸地区にも防災センターが必要であると考えてい
ます。建設予定地は、東海豪雨のときに浸水しなかった清洲庁舎の跡地を考えています」との答
弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第1号 令和2年度清須市一般会計予算案の所管分につ
いては、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についてご
報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「サービスの宣誓はどのように考えているのか」との質問があり、当局は、「宣誓書に
署名してもらう方法を考えています」との答弁でした。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、議案第7号 清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案については、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第8号 清須市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第18号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案並びに議案第21号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第7号）案の所管分については質疑はなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上のとおり、当総務常任委員会に付託されました案件についてご報告申し上げます。

議長（久野 茂君）

ただいま委員長報告がありましたが、質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

質問もないようですので、白井委員長、ご苦労さまでした。

自席へお戻りください。

次に、13日及び16日に開催されました福祉委員会の報告を飛永委員長より求めます。

< 福祉委員会委員長（飛永 勝次君）登壇 >

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

議席9番、福祉常任委員長、飛永勝次でございます。

令和2年3月定例会に上程されました議案のうち当福祉常任委員会に付託されました案件につきましては、去る3月13日、16日の両日午前9時30分から委員会を開催し、委員全員出席のもと慎重に審議を行いました。これより、その審議の主な内容と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第1号 令和2年度清須市一般会計予算案の所管分についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

歳入では、民生費負担金について、委員より、「養護老人ホームの年間相談件数と申込件数について」との質問があり、当局は、「本年度の相談件数は2件で、そのうち1名が入所され、もう1名は検討中であります」との答弁でありました。

衛生費負担金について、委員より、「斎苑施設周辺環境改善費負担金について約9億円計上されているが、これが完了すると何割程度完了するのか」との質問があり、当局は、「道路整備、公会堂整備等一部が残っていますが、7、8割は完了することになります」との答弁でありまし

た。

民生使用料について、委員より、「私的契約児保育料の予算内容について」との質問があり、当局は、「保育を必要とする理由等のない児童を定員の余裕のある範囲内で入所承諾をしています」との答弁でありました。

総務手数料について、委員より、「戸籍住民基本台帳手数料の積算根拠は」との質問があり、当局は、「コンビニでの交付分及び昨年度下期及び今年度上期の窓口交付の実績で予算計上しております」との答弁でありました。

総務費国庫補助金について、委員より、「戸籍事務オンライン化整備費補助金の内容は」との質問があり、当局は、「戸籍法の改正に伴い、必要となるシステム改修費に対する補助金であります」との答弁でありました。

商工費国庫補助金について委員より、「地方創生推進交付金を活用した来年度の取り組みは」との質問があり、当局は、「来年度から始まる本市総合戦略2020の目指す姿や目標を見据え、観光・産業振興の課題や解決策、改善策を検討する組織づくりを進める他、レンタサイクルや特産品開発等を行う計画です」との答弁でありました。

貸付金元利収入について、委員より、「新型コロナウイルス感染症に伴う中小事業者への対応について」との質問があり、当局より、「セーフティネット補償等の金融支援対策を実施しており、円滑な業務遂行に努めています」との答弁でありました。

雑入について、委員より、「成年健康診査費等受益者負担金の見直しにより、どのくらいの収入が見込まれるか」との質問があり、当局は、「受益者負担金の改正で差額82万3千円の増額です」との答弁でありました。

歳出では、戸籍住民基本台帳費について、委員より、「令和2年5月に個人番号通知カードが廃止をされるが、施行日が決まっていない中、どのように周知していくのか」との質問があり、当局は、「施行日が決まり次第、事務に支障が出ないように周知に努めてまいります」との答弁でありました。

社会福祉総務費について、委員より、「民生委員・児童委員の定数は適当か」との質問があり、当局は、「民生委員・児童委員活動に過度の負担とならないよう、適正な定数の確保に努めています」との答弁でありました。

障害者福祉費について、委員より、「経過相談件数で前年より利用者数などが減っている理由は」との質問があり、当局は、「利用者数などは増加傾向ですが、昨年度見込んだほどの増加率

はなく、現状の増加率にあわせたためです」との答弁でありました。

委員より、「障がい児の発達支援の無償化の影響は」との質問があり、当局は、「利用者負担額が無料になる児童は約20人で、年間200万円程度と見込んでいます」との答弁でありました。

委員より、「成年後見制度利用支援の利用実績はあるのか」との質問があり、当局は、「令和2年2月末時点での利用はありません」との答弁でありました。

高齢者福祉費について、委員より、「国と県より、介護施設等整備事業費補助金が交付され、新川病院が介護医療院に転換されることの背景、経緯、またメリットなどについては」との質問があり、当局は、「国の方針により、令和5年度までに介護療養型医療施設を廃止し、介護医療院へ転換することとなっており、プライバシーの確保など、生活しやすい居室空間が確保されます。清須市民の方が利用され、介護度が重い方の居場所を確保できると考えています」との答弁でありました。

福祉医療費について、委員より、「子ども医療費助成を高校生まで拡大した場合、影響額及び実施予定は」との質問があり、当局は、「入・通院も無償化した場合は、年間3千700万円、入院のみを無償化した場合は、年間500万円ほどの支出が見込まれます。加えて、初年度は電算整備費用等が350万円程度必要となります。また、実施予定は現在のところありません」との答弁でありました。

社会福祉施設費について、委員より、「清洲総合福祉センターの定休日変更の影響は」との質問があり、当局は、「大きな混乱もなく、4月からの定休日変更に向け順調に進めています」との答弁でありました。

委員より、「春日老人福祉センター整備費の空調設備工事はどのような工事で、工期はどのくらいで、また、六価クロム流出の問題はないか」との質問があり、当局は、「現在はガス方式をメインとしていますが、今回は電気式で各部屋に冷暖房機器を設置し、工期は令和3年3月31日までには完了を予定しており、六価クロムは除去する予定です」との答弁でありました。

児童福祉総務費について、委員より、「一場保育園から民間移行のゆうあいこども園を利用する児童の数と一場保育園勤務の保育士のその後の勤務先について」との質問があり、当局は、「一場保育園からゆうあいこども園に移行した児童数は60人で、また、一場保育園の正規職員については公立保育園に勤務します。ただし、臨時保育士の中には新たな認定こども園に勤務される方もあります」との答弁でありました。

委員より、「地域型保育給付費の計上内容について」との質問があり、当局は、「市内2か所の小規模保育施設と市外の事業所を利用する清須市在住の児童の給付費を計上しています」との答弁でありました。

委員より、「保育所入所A I 先行システム導入の検証内容は」との質問があり、当局は、「保育所入所選考にあたり、令和2年度の受け付け内容と新たな保育所入所A I 選考システムとの整合性を確認しながら導入を進めてまいります」との答弁でありました。

母子福祉費について、委員より、「産前・産後ヘルパー予算の増加の理由と平均利用時間について」との質問があり、当局は、「核家族世帯の増加や育児が大変な多胎児世帯の支援のため、昨年度より増額した予算を計上しており、また昨年度の平均利用時間は約1時間程度でありました」との答弁でありました。

児童館費について、委員より、「児童館整備費及び児童館解体費の予算計上の内容について」との質問があり、当局は、「児童館整備費では、今年度取得した土地を清洲児童館利用の送迎用駐車場とする整備工事費と仮設児童館の建設工事費を計上し、児童館解体費では清洲児童館の解体費を計上しています」との答弁でありました。

生活保護総務費について、委員より、「生活困窮者自立相談支援等費予算額が昨年度に比べて大幅に減額となっている理由は」との質問があり、当局は、「会計年度任用職員への移行に伴い、相談支援員等の人件費相当額を減額したためです」との答弁でありました。

予防費について、委員より、「妊産婦等健康診査費の新生児聴覚検査事業の目的は」との質問があり、当局は、「新生児の1千人に1人から2人の割合で先天性の難聴があると言われており、早期発見し、早期に適切な療育や人工内耳手術などの治療を受けることで言語の発達への影響が最小限に抑えることができます」との答弁でありました。

塵芥処理費について、委員より、「名古屋市や他の自治体は直接処分場へ可燃ごみ、粗大ごみを持ち込みができるシステムがあるが、なぜ、清須市は直接持ち込めるシステムがないのか」との質問があり、当局は、「処分場は名古屋市の施設で清須市の施設ではないため、受け入れができないためです」との答弁でありました。

委員より、「五条川工場が名古屋市の施設ということは理解しているが、清須市においては、粗大ごみの回収日や時間を指定され困っており、トラックを借りて自分で運びたいという声も聞いている。名古屋市との交渉はしていないのか」との質問があり、当局は、「当市においては、可燃ごみの搬入だけを名古屋市に処分を委託する協定となっております」との答弁でありました。

農業総務費について、委員より、「農業体験塾の目的や活動について」との質問があり、当局は、「就農を目的に3年間、農業を学んでいただきます。活動は毎月2回で、収穫も多い時期等は別途回数を増やし活動しています」との答弁でありました。

商工業振興費について、委員より、「レンタサイクルの運営について」との質問があり、当局は、「朝日遺跡ミュージアムなどの周辺施設をめぐる観光の足として活用します。清洲城周辺にサイクルポートを整備するため秋以降の運用を目指し、貸し出す自転車は10台程度、利用料金は100円を予定しています。また、将来的には朝日遺跡ミュージアム等の施設でも貸し出しや返却ができるよう体制づくりに努めます」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、賛成多数により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計予算案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「国保が抱える構造的な課題が言われていますが、市としてどのように今回の予算を組まれたか」との質問があり、当局は、「県への事業費補助金額の算定から始まり、保険税率の改定を行い、計画されている6か年で県が示す標準保険税率に近づけていきます。また、将来、国は県統一税率化を目指しているようですので、将来、急激な負担増とならないように、愛知県が示す税率に少しでも近づけたいと考えます。一方で、加入者に負担をかけることは承知していますので、収納率の向上に努め、県・国からの交付金を少しでも多く獲得していく考えです」との答弁でありました。

委員より、「未申告者の対応状況は」との質問があり、当局は、「保険料軽減を受けることができる場合があるので、毎月の課税処理ごとに申告勧奨の文書を添付し、確定申告後、税務課と連携して未申告者に来庁を促す予定です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、賛成多数により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 令和2年度清須市介護保険特別会計予算案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「介護保険料が昨年度より減額されて計上されている理由について」との質問があり、当局は、「消費税の引き上げを財源とし公費投入し、低所得者の保険料引き下げを行って

るため、減額となっています」との答弁でありました。

委員より、「第7期介護保険事業計画の最後の年を踏まえ、給付費の見込みと計画の差の要因、また現状との比較をどのように捉えているか」との質問があり、当局は、「給付費は計画より下回っており、要因としては、ショートステイなどの居宅サービス費が予定より伸びなかったことによるものです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、賛成多数により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「低所得者の保険料軽減が縮小されているが、本市の影響はどの程度か」との質問があり、当局は、「7割軽減対象者が824万3千200円、7.75割軽減対象者が587万1千200円、合計で1千411万4千400円となります」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、賛成多数により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「65歳以上の加入者と加入率をお伺いしたい」との質問があり、当局は、「加入者数5千358人、加入率は41.08%です」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、賛成多数により原案を可決すべきものと原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 清須市保育所設置条例の一部を改正する条例案についてご報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「令和2年度の保育ニーズ量と保育提供量の数値は」との質問があり、当局は、「子ども・子育て支援事業計画での令和2年度の保育ニーズ量は1千928人、提供量は2千60人を想定しています」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、賛成多数により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める一部を改正する条例案についてご報告を申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「条例の一部改正による保育士人数の緩和は保育の質の低下にならないか」との質問があり、当局は、「本市での小規模保育施設は全ての職員が保育士資格を有するA型小規模保育事業所のため、改正内容による影響はありません」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、賛成多数により原案を可決すべきものに決しました。

次に、議案第21号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第7号）案についてご報告申し上げます。

当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、「元気な愛知の市町村づくり補助金を観光振興事務費へ充当するとのことだが、なぜこの時期になったのか、流れは」との質問があり、当局は、「この補助金にはチャレンジ枠というものがあり、財政課において採択が見込まれる事業を当該年度に申請するもので、元年度は桜の植栽事業を申請したところ採択されましたので、年度末に補正をし、財源を組み替えるものです」との答弁でありました。

以上が主な質疑であります。

質疑終了後、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第9号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案、議案第10号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案、議案第12号 清須市外国人高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案、議案第14号 清須市児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第19号 損害賠償の額を定め、和解することについて、議案第22号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案並びに議案第23号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）案については、当局より議案の朗読説明がなされた後、質疑に入りましたが、特に質疑もなく、採決を行った結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上、福祉常任委員会に付託されました案件についてご報告申し上げます。

議長（久野 茂君）

ただいま委員長報告がありました。質問はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

質問もないようですので、飛永委員長、ご苦労さまでした。

自席へお戻りください。

以上で、各常任委員会の委員長報告を終わります。

ここであらかじめ申し上げます。

討論については、会議規則第51条の規定により通告制となっており、議案第1号に加藤議員から反対討論、野々部議員から賛成討論、また議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第11号、議案第13号、議案第15号に加藤議員から反対討論が提出されております。なお、議案第2号で議案第11号をあわせて、議案第13号で議案第15号をあわせて行っていただきます。

なお、討論は発言席でお願いいたします。

また、表決については起立により行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、議案第1号を議題といたします。

会議規則第53条の規定により、加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第1号 令和2年度清須市一般会計予算案について、反対の立場から討論を行います。

新年度予算案の規模は過去最大規模となりました。この中で西清洲ポンプ場の整備や清洲児童館の建て替え準備、さらには乳幼児へのロタウイルスのワクチン定期予防接種や新生児への聴覚検査の実施など評価するものであります。

しかし、一方で、新年度予算案には問題点を指摘せざるを得ない事業もあります。

まず、初めに、国絡みの施策から市民をいかに守るのかという問題であります。

今、日本経済は昨年10月の消費税増税による打撃、さらには新型コロナウイルス感染症による打撃が加わって深刻な大不況に陥りつつあります。消費税の増税は市民の暮らしを圧迫すると

ともに、自治体にも大きな影響があります。増税により地方消費税交付金は前年度比3億1千400万円増の15億2千200万円となりましたが、消費税増税分を使って行うとして、昨年10月から実施された幼児教育・保育の無償化や低年金の底上げ措置の予算が満年度化することとなり、社会保障を一層充実するものではなく、財源の置き換えにすぎないことが明らかであります。低迷する消費動向など景気悪化が鮮明になる中で、消費税率の引き下げを国に求めることが必要であります。

次に、窓口業務の一部を民間委託であります。

民間の持つ知識や経験を生かし、窓口サービスの質の向上を図るとしてはありますが、窓口業務で取り扱う事務は市町村長に権限と職責があるものです。地方自治体と独立した民間事業者に委託しようとするれば、戸籍票や住民基本台帳法などそれぞれの事務の根拠に抵触することになります。また、独立性を有さず、市の職員の指揮命令下で事務を処理すれば偽装請負になることが避けられません。自治体必須の窓口業務は自治体がみずから責任を持って担当するほうがメリットが大きいことは明らかであり、窓口の民間委託には反対であります。

次に、マイナンバーカードの押しつけと利活用の拡大であります。

市民への一層の不安をもたらすマイナンバーカードの交付を普及させようと、カードの交付を要件にマイナポイント事業を9月から導入しようとしています。情報の漏えいや紛失・盗難への不安がある中で、本市の発行率は1月現在11.8%にとまっています。市民は必要性を感じていないということをこの数字が示しています。こうした問題への不安に応えることなく、マイナンバーカードの利用拡大の押しつけは市民の理解は得られません。マイナンバー制度は今からでも中止を国に求めるべきです。

次に、会計年度任用制度の導入についてであります。

この制度は臨時職員の身分保障がされるという改善点がありますが、公務員労働者の働き方を大きく変えるものとなります。地方自治体は住民の福祉と暮らしの増進に寄与するものであって、恒常的かつ専門性が求められ、公務の運用は任期の定めのない常勤職員を中心とするという大原則があります。しかし、この会計年度任用制度により正規職員の定員削減、非常勤職員を増やし、安上がりの行政を進めることが可能となり、継続性、専門性、地域性が求められる自治体職員の働き方を大きく変えるものです。住民の福祉と暮らしの増進に責任を持つ自治体は、正規職員枠を大幅に広げ、市民サービスの低下につながる非正規雇用を是正すべきであります。

続いて、給食費の値上げについてであります。

食材費用の値上がりに伴い、給食費を月額小学校で3千900円から4千100円へ、中学校で4千500円を4千800円に引き上げるといふものです。給食については子育て世帯の負担軽減の観点から、無償にする自治体や助成制度を増設する自治体が増加している中で、値上げを行うことは時代の流れに逆行するものです。学校給食の無償化は義務教育は無償という憲法の観点からも求められており、食材費の上昇分については市が補助する制度を設けるべきであります。

最後に、予算のあり方についてであります。

安定的な財政運営を行うためには計画的な行財政運営の視点が必須です。特に新年度は大規模な施策事業の実施により事業量が増大し、前年度を大幅に上回る予算が計上されています。予算編成にあたって十分な精査を行い、事業の進捗に留意の上、的確に見込むことが必要です。

さらに国等の補助事業については予定されていた補助額が大幅に削減され、一般財源による肩がわり等の財政運営に影響を与える自体が発生しないよう国の動向を注視し、補助を受ける実績を的確に把握するよう努めることを求めます。

以上、厳しさを増す市民の暮らしの実態を把握し、福祉の増進という自治体の役割をさらに果たすことを求め、反対討論とします。

以上であります。

議長（久野 茂君）

続いて、野々部議員の賛成討論の発言を許可いたします。

野々部議員。

< 10番議員（野々部 享君）登壇 >

10番議員（野々部 享君）

議席10番、野々部享でございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第1号 令和2年度清須市一般会計予算案について、清須市議会「清政会」を代表いたしまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

永田市長にとっては三度目の編成となる令和2年度当初予算案は、合併以降、最大の規模となり、永田市長は新たな令和の時代を迎え、市民生活をより豊かにするとともに、将来にわたって活力のあふれるまち「力強い清須」を実現するための予算と表明されました。

こうして編成された当初予算案につきましては、出生率が県内市町村でも高いとされる本市の勢いを削ぐことがないよう、幼児教育無償化への対応や待機児童ゼロの維持など、子育て世帯の

支援の強化や子育て環境のさらなる充実を図るものであり、その成果が大いに期待されるものであります。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業といった誰もがいきいきと生活していくために必要な諸制度についても、健全で安定的な運営をされております。

そして、長年の念願でありました斎苑整備につきましては、いよいよ最終局面に入っております。令和3年度の稼働に向け、建設地区周辺の皆様のご協力とご理解を得ながら、斎苑整備及び周辺環境改善事業を確実に進めていかれるよう望むところであります。

また、先の市長選挙で公約に掲げられました施策のほとんどが順調に進捗していく中、令和2年度新たに着手するのが窓口業務の民間委託であります。永田市長におかれましては、この事業を契機としたさらなる行政改革の推進を期待するとともに、みずからの公約を着実に果たしていく姿勢を大いに評価したいと思います。

さらには、グローバルに国の動向も的確に捉え、学校のICT環境整備や校舎の長寿命化改修を始めとした補助事業についても、交付金をフル活用すべく臨機応変に対応されており、まさに心強い限りであります。

このほかにも、東海豪雨から20年という節目にあたって実施する事業やあいち朝日遺跡ミュージアムのオープンに伴う清洲城との連携事業など、機会を捉えたタイムリーな施策に加えて、鉄道高架事業や土地区画整理事業などの基盤整備も盛り込まれており、清須市の将来を見据えたメリハリのある予算となっております。

これらの施策を支える財政面では、好調な市税収入に加え、補助金、基金などを有効活用するとともに臨時財政対策債の抑制にも努め、健全な財政運営にも十分配慮された予算案であると高く評価し、市民の皆さんの理解が得られるものと判断するところであります。

最後になりましたが、永田市長を始め職員の皆さんにおかれましては、6万9千人の市民の負託に応え、そして力強い清須の実現に向け日々の職務に精励いただき、今後とも、一層堅実な行財政運営に努力されますことをお願いし、賛成討論といたします。

議員の皆様のご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（久野 茂君）

以上で、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時33分 休憩 ）

（ 時に午前10時50分 再開 ）

議長（久野 茂君）

休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、日程第2、議案第2号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第2号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計予算案について、反対の立場から討論いたします。

国民皆保険制度のかなめである国民健康保険制度は、高齢者や低所得者が多く、医療費が高いといった構造的な問題を抱えているため保険税負担率が高く、医療費に見合う保険税収入の確保が困難であるという構造的な問題を抱えています。この問題を打開するため、県が国保財政の責任を負う都道府県単位化が平成30年度から実施されましたが、構造的問題を打開するどころか、むしろ都道府県単位化によって国保加入者の負担増となる仕組みが形づくられ、県が示した標準保険料により、本市の国保税は毎年引き上げが続いております。

65歳から74歳の割合が約41%を超え、軽減世帯も年を追うごとに増加している中で、新年度における引き上げ額は、1人あたり平均2千357円の増額になっています。現在でも負担能力を超えた国保税を引き上げていけば、生活への打撃と影響ははかり知れません。

国民健康保険は憲法25条に基づく社会保障の制度です。財政の安定化だとして国保加入者の保険税負担の引き上げを求める道は破綻しています。持続可能な医療保険制度を構築するという

のであれば、全国知事会が政府に要望している1兆円の公費負担増を行い、財政の安定化を図って国保料を協会けんぽ並みに引き下げるべきです。国民皆保険制度が根底から破壊されかねない国民健康保険税の値上げには反対です。

なお、議案第11号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についても、国保税率を引き上げるための条例改正案であり、同理由により反対するものであります。

以上であります。

議長（久野 茂君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第3号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第3号 令和2年度清須市介護保険特別会計予算案について、反対の立場から討論します。

2000年4月から始まった介護保険制度は、20年が経過しました。介護の社会化をうたいながら保険料や利用料負担が大きくのしかかるとともに、給付抑制によって必要な介護が受けられない状況が広がっています。

本市の65歳以上の介護保険の被保険者数は、令和2年1月1日現在1万6千188人で、そのうち4千421人が第1段階から第3段階の住民税非課税となっており、介護保険料第1号保険料の負担が生活圧迫の大きな要因となっています。2015年度から消費税率改定分を財源とした保険料軽減の拡充が講じられ、2019年10月からの消費税率10%にあわせてさらなる

軽減強化が行われていますが、独自でさらに保険料率を引き下げ、軽減額をさらに拡大することが求められています。

また、高齢者のサービス利用を阻むハードルとなっているのが自己負担の重さです。今年度の給付実績を見ると、第1号被保険者では2千153人という状況のもと、新年度は2千700人が介護サービスを受ける見込みとなっています。介護サービス利用料の対所得比率は低所得者の方が高くなっており、要介護者の利用限度額に対する利用を抑制しています。

今、愛知県下の54自治体中7割の38自治体が介護保険料、介護保険利用料のいずれか、または両方について独自の減免制度を設けています。低所得者の独自の減免制度を創設し、経済的な理由で介護が受けられない方が発生しないようにすべきであります。

厚労省は、2021年度から第8期介護保険制度改定に向け、さらなる負担増と給付抑制の議論を進め、19年12月には介護保険制度の見直しに関する意見を提示し、高額介護サービス費と補足給付の負担増を打ち出しました。さらなる給付抑制と利用者負担拡大は、保険あって介護なしをさらに助長します。

介護を私的な問題とするのではなく、憲法25条に基づく国民の生存権を保障するものとして、公的に国が責任を持って解決すべきです。介護保険制度で必要な介護が保障され、安心して利用できる制度にするために、国や自治体の公費負担を増やしていくことを求め、反対討論とします。

以上であります。

議長（久野 茂君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第4号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第4号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案に対して反対の立場から討論します。

75歳以上の高齢者をそれまで加入していた健康保険から強制的に加入させる後期高齢者医療制度には、本市では現在約8千300人が入っています。75歳以上の人口が増えると保険料がアップする仕掛けのため保険料の値上げ傾向が続いており、高齢者の健康と命を脅かす負担増は許されません。

20年から21年度の平均保険料は9万2千191円となり、前期18年、19年度の約10%の引き上げになります。さらに、低所得者の軽減措置は次々に撤廃され、均等割額の軽減では、清須市では1千472人の方が8割軽減から7割に、そして8.5割軽減から7.75軽減に1千432人の方が対象となり、対象者は合わせて2千904人、影響額は合計で1千411万4千400円となります。

消費税増税や年金が実質目減りする中、医療に係る費用をどう賄うか日々苦しんでいるのが圧倒的多数の高齢者の現実です。この実態を無視し、新たな負担増を高齢者に押しつける口実に応能負担を持ち出すことは極めて乱暴です。行き詰まった後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻し、負担が増える仕組みをなくすべきことを求め、反対討論とします。

以上であります。

議長（久野 茂君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第5号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第5号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第6号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第6号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第7号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第7号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第8号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第8号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第9号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第9号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第10号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第10号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第11号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第11号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第12号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第12号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第13号を議題といたします。

加藤議員の反対討論の発言を許可いたします。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席13番、日本共産党、加藤光則です。

議案第13号 清須市保育所設置条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、清須市立一場保育園を廃止するものであります。本市の出生率は県内でも1、2位と高い中であって、20年度の保育のニーズ量も増している中での廃止であります。児童福祉法第24条1項で自治体の保育実施義務を規定しています。それを直接果たすのが公立保育園であります。

公立保育所は地域住民の要求に応えるための保育・子育て支援施策を実施する責任があります。公立保育園が少なくなればなるほど市場原理が浸透し、それにより自治体の保育実施義務が形骸化していくことが懸念されます。そして、その行き着く先は、保育の完全自由化と公的保育制度の崩壊の道であります。出生率が高く、保育ニーズの量が増加している中で公立保育園の一場保育園を廃止することには反対であります。

また、議案第15号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についても、家庭的保育事業における基準緩和は、家庭的保育事業の給食第三者による外部搬入を導入することを可能とすることや連携施設の確保の経過措置を5年から10年に延ばす、また、不要とするなどの規制緩和です。安全や保育の質が担保されるか危惧されるものであり、反対であります。

以上であります。

議長（久野 茂君）

討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第13号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第14号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第14号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第15号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第15号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立多数 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第16号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第16号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第17号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第17号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第18号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第18号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第19号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第19号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第20、議案第20号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第20号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第21、議案第21号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第21号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第22、議案第22号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第22号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第23、議案第23号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第23号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第24、議案第24号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第24号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第25、議案第25号を議題といたします。

採決に入ります。

議案第25号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第1、議案第26号 令和元年度 清須市一般会計補正予算（第9号）案を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、本日、追加提案いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第26号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第9号）案につきましては、国の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の内示に伴い、義務教育施設整備基金繰入金を増額するなど所要の補正を行うことといたしました。

今回の補正は財源の組み替えのみの補正となるため、予算の総額は既定額から変更なく、278億8千798万4千円のままとなります。

詳細につきましては担当から説明させますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

議長（久野 茂君）

それでは、追加日程第1、議案第26号について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。

それでは、令和元年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

議案第26号

令和元年度清須市一般会計補正予算（第9号）

令和元年度清須市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月24日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、ICT環境整備について、当初、国が見込んでいた国庫補助所要額に対し、全国の市町村からの申請額が大幅に上回ったため、学校規模を基準とした補助金の交付額として精査の上、内示されたことにより、財源の組み替えを行うものでございます。

内容をご説明いたします。

歳入です。

第14款国庫支出金では、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1億956万5千円を減額し、第18款繰入金では、義務教育施設整備基金の繰入金を増額、財政調整基金の繰入金を減額調整し、合わせて2億56万5千円を増額し、第21款市債では、小学校整備事業債と中学校整備事業債を合わせて9千100万円を減額する財源の組み替えを行うものでございます。したがって、歳出額の変更はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正は、小学校整備事業債の限度額を1億4千200万円に、中学校整備事業債の限度額を1億5千600万円に減額するものです。

今回の補正の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

議長（久野 茂君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を得た後、発言席でお願いいたします。

それでは、追加日程第1、議案第26号について質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

加藤です。

今、提案の説明を受けました。この補助金については2019年度からいろいろ説明や資料等が送られてきて、12月23日も学校の情報環境整備に関する説明会が文科省でなされた。それ以前にもいろいろ連絡があった。次から次へと新しい情報や見直しされた情報が届いてきておったということも聞きます。

その中で、2月20日に都道府県に対して文科省から公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金の事業概要と交付要綱の設定についての通知がギリギリに出されたわけであり。しかし、その一方で、今、言われたように、交付申請見込み調査も行われておいて、その要望額の見込みが大幅に上回ったというお話を今されました。

そういったことを踏まえて、国のほうはヒアリング等で高額になっている要因を確認するということも情報で聞いたわけですが、本市に対してもいろいろヒアリング等が行われたのでしょうか、質問します。

議長（久野 茂君）

当局、答弁。

学校教育課長（石黒 直人君）

学校教育課長の石黒でございます。

2月7日に見込み調査を提出した後、一度、文科省のほうから電話はいただきました。それで、

詳細なヒアリングということではありませんでしたので、その後、2月18日に調査票のほうを提出させていただいております。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

2月18日に調査票を提出したと。それで、交付申請の提出期限が3月上旬で、文科省の交付決定が3月中旬と、非常にこれは慌ただしい中で行われたわけでありまして。それで、電話等であって、18日に出して、3月に入って提出期限よりも前に出したということなんですが、中旬にこういう結果になったということでありまして、今回、非常に補助やいろいろ手当がとられておるから、全国的にも皆さん出されたと思うわけですが、今回の予算措置を見逃すと負担が増えるということだろうと思いますが、実際にはそういった調査もヒアリングも電話等でいただいたわけですけども、上限が削られたということなんですか、どういうふうに見ればいいんですか。

1校あたりにしたら3千万円で1千500万円補助してもらえとか、合計でこの金額を出したということなんですが、その中身についてはどういうことなのか質問します。

議長（久野 茂君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

石黒でございます。

今回の内示にあわせて、国のほうが補助単価というものを設定しておりまして、それが1学級あたり幾らというような表を出しております。それに基づいて国のほうは積算をし直して、交付額ということにしておりますので、計算してみると3千万円を超えるような学校は出てこないような補助基準になっている現状でございます。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

国のほうは高額となっている学校設置者に対して、その高額となっている要因等をヒアリングすると。提出期限がギリギリで慌ただしい中に出されたと思うわけですが、その辺については、

本市としても改めてこの額についての精査をされておるのかどうかということと、最後に、国のこういった動向に本当に注視しないと大変なことになるということでもありますので、担当者の方は大変であります、実際にこういう現状が全国で起きておると思うわけでもあります。的確にその実額を把握するように努力していただきたいということをお願いしておきます。

今、1点言いましたように、その後、慌てて資料を出したわけですが、いろいろな業者さんを含めて、こういった金額についての精査をされたのかということをお聞きしておきます。

議長（久野 茂君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

業者につきましても複数の業者から見積もりも徴取しております。しかしながら、設計をやっているわけではございませんので、金額的には少し高いところになっているかもしれませんが、現段階では妥当な金額だというふうに考えております。

以上です。

議長（久野 茂君）

これで、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第26号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第1号 議会の権限に属する事項中市長の専決事項案についてを議題といたします。

提出者であります小崎議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

小崎議員。

< 8番議員（小崎 進一君）登壇 >

8番議員（小崎 進一君）

議席8番、小崎進一でございます。

それでは、発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号

議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項案について

上記の議案を提出する。

令和2年3月24日提出

提出者 清須市議会議員 小 崎 進 一

賛成者 清須市議会議員 成 田 義 之

白 井 章

八 木 勝 之

加 藤 光 則

野々部 享

飛 永 勝 次

大 塚 祥 之

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市議会の権限に属する事項のうち輕易と認められる事項について、市長の専決処分事項として指定するため必要があるからです。

1枚はねていただきまして、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項を市長において専決することができるものと指定する。

1 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が1件につき100万円以下のもの

2 市が当事者である訴えの提起で、その目的の価額が1件につき100万円以下のもの

3 市が当事者である和解及び調停で、その目的の価額が1件につき100万円以下のもの
附則といたしまして、この議決は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

議員各位におかれましては、慎重にご審議の上、発議第1号につきましてご賛同をお願いいたしまして説明を終わります。

議長（久野 茂君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を得た後、発言席でお願いいたします。

これより質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

これで質疑を終了いたします。

小崎議員、ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

討論に入ります。

まず、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

次に、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、追加日程第3、発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策の強化についての意見書（案）についてを議題といたします。

提出者であります成田議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

成田議員。

< 21番議員（成田 義之君）登壇 >

21番議員（成田 義之君）

議席21番、成田義之でございます。

私からは、発議第2号の意見書（案）の内容について説明をさせていただきます。

発議第2号

新型コロナウイルス感染症対策の強化についての意見書（案）でございます。

このことについて別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和2年3月24日

提出者 清須市議会議員 成 田 義 之

賛成者 清須市議会議員 小 崎 進 一

白 井 章

八 木 勝 之

加 藤 光 則

野々部 享

飛 永 勝 次

大 塚 祥 之

はねていただきまして、意見書（案）を朗読させていただきます。

提案理由の説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策の強化についての意見書（案）

新型コロナウイルスによる感染症は、有効なワクチンや特定の治療法がない中、世界各地に拡散し、3月11日に世界保健機関（WHO）が、新型コロナウイルスは「パンデミック（世界的

大流行)」と表明し、国際的に深刻な脅威となっている。

我が国においては、1月15日に初めての感染者が確認されて以来、空港や港湾における検疫体制の強化や新型コロナウイルス感染症の指定感染症及び検疫感染症への指定など、感染拡大防止に取り組んでいますが、感染者、死亡者が増加の一途をたどり、事態が収束する目途が立たない状況である。

また、外国人旅行者の訪日旅行のキャンセルが相次ぐことに伴うインバウンド需要の落ち込み、さらにはイベントの中止、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の臨時休業等により、多方面にわたって大きな影響が及んでいる。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 感染拡大防止に向けて、検査・医療体制の整備に係る支援を拡充するとともに、一刻も早いワクチン・治療薬の開発促進を図ること
2. 国民の命と健康を守ることはもとより、国民の不安を解消するため、迅速かつ的確な情報提供や風評被害対策に全力を挙げること
3. 観光自粛やイベント中止等に伴う地域経済への影響を的確に把握し、また、今後懸念される景気後退リスクを深刻に受けとめ、経営に対する支援など、早急に必要な対策を講じること
4. 学校の臨時休業等に伴う児童生徒や社会全般にわたる影響を的確に把握し、万全の対策を講じること
5. 地方自治体が講ずる感染症対策に対し、地域の実情に見合った十分な財政的支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

清 須 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

経済再生担当大臣 宛

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重にご審議の上、発議第2号につきましてご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（久野 茂君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑は挙手をし、議長の許可を得てから自席で議席番号と名前を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を得た後、発言席でお願いいたします。

これより質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

これで質疑を終了いたします。

成田議員、ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

討論に入ります。

まず、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

次に、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

発議第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、追加日程第4、常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の委員長より、各所管事務の調査について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出がありました。

このことについて、各常任委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

次に、追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則第103条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出がありました。

このことについて、議会運営委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年3月清須市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりご審議いただきご苦労さまでした。

(時に午前11時26分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年3月24日

議 長 久 野 茂

署名議員 小 崎 進 一

署名議員 飛 永 勝 次